

■本人以外が申告をできる要件

① 法定代理人（未成年の親権者、成年後見人等）

本人の親権者、後見人、保佐人、補助人（ただし、補助人の場合は、借財について同意する権限を有する場
合に限ります）。

② 自粛対象者が所在不明（失踪中）である場合の配偶者または二親等内の親族

ただし、以下の全ての要件が満たされる必要があります。

1. 自粛対象者の配偶者又は二親等内の親族であることを客観的な資料で確認できること
2. 自粛対象者が所在不明であることが客観的な事実により証明できること（家庭裁判所が発行する失踪宣言
の審判書等）
3. 自粛対象者の所在不明の原因が、金銭の貸付による金銭債務の負担を原因としている可能性があること
4. 貸付自粛の対応をとることが自粛対象者の生命、身体又は財産の保護のために必要であると認められる場
合であること
5. 自粛対象者本人の同意を得ることが困難であること

③ 自粛対象者が所在不明（失踪中）である場合かつ配偶者又は二親等内の親族が申告すること が著しく困難な場合の三親等内の親族及び同居の親族

ただし、以下の全ての要件が満たされる必要があります。

1. 前項 2～5 までの要件が満たされていること
2. 配偶者又は二親等内の親族が申告することが著しく困難と認められること
3. 申告者が自粛対象者の三親等内の親族及び同居の親族であることを客観的な資料で確認できること